

答 申 書
(答申第8号)
平成17年11月10日

1 審査会の結論

勤務日誌の個々の取扱いに係る特定個人の住所、氏名、年齢、生年月日、職業及び電話番号、取扱事案の内容に関する部分並びに警察官の氏名を非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書(以下「本件公文書」という。)は、平成〇年〇月〇日付けの〇〇警察署〇〇交番の勤務日誌及び平成〇年〇月〇日付けの〇〇警察署〇〇交番の勤務日誌である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長(以下「実施機関」という。)は、本件公文書の一部が北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号に規定する非開示情報(以下「1号情報」という。)、同項第2号に規定する非開示情報、同項第6号に規定する非開示情報(以下「6号情報」という。)又は同条第2項第2号に規定する非開示情報(以下「2項2号情報」)に該当するとして一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

審査請求人は、本件処分のうち1号情報、6号情報又は2項2号情報に該当するとして非開示とした〇〇警察署〇〇交番の勤務日誌の〇:〇から〇:〇までの記事欄の部分、〇〇警察署〇〇交番の勤務日誌の〇:〇から〇:〇まで及び〇:〇から〇:〇までの記事欄の部分(以下「本件勤務日誌の特定部分」という。)の開示を求めていることから、本件処分のうち当該部分を非開示としたことの妥当性について判断することとする。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたいと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関が本件処分において1号情報に該当するとして非開示としたもののうち審査請求の対象となったものは、個々の取扱いに係る特定個人の住所、氏名、年齢、生年月日、職業及び電話番号(以下「特定個人の住所等」という。)である。

実施機関は、特定個人の住所等については、単独あるいは他の情報と組み合わせることにより、事件事象等の関係者が特定又は推認されることになり、個別事案の関係者であるか否かについては、個人のプライバシーに関する情報であって、通常他人に知られたいと認められると主張する。

ウ 特定個人の住所等は、既に開示している情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報となると認められる。

特定個人の住所等の情報が開示されると、当該個人が事件事故等の関係者であるという事実が明らかとなり、一般に、このような情報は、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

(4) 6号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関が本件処分において6号情報に該当するとして非開示としたのは、取扱事案の内容に関する部分である。

実施機関は、取扱事案の内容に関する部分については、取扱事案の具体的な内容が記載されており、これは当該関係者等において公表を予定していない情報であることから、これが明らかになると、相談者等の関係者との信頼関係を損ない相談者等が相談の申出に消極的になるなど、以後の警察業務の円滑な実施を著しく困難にするものと認められると主張する。

ウ 取扱事案の内容に関する部分が開示されると、警察に相談に行く意思を有している被害者等や、犯罪等があったことを警察に通報する意思を有している者が、これらを行うことを躊躇するようになり、また、関係者からの協力が得にくくなることから、警察事務の円滑な実施を著しく困難にすることが認められる。

したがって、取扱事案の内容に関する部分については、6号情報に該当するものと判断する。

(5) 2項2号情報の該当性について

ア 条例10条第2項は、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合の非開示情報を規定しており、同項第2号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報をイからホの5つの情報に区分し、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関が本件処分において2項2号情報に該当するとして非開示としたもののうち審査請求の対象となったものは、警察官の氏名である。

実施機関は、警察官の氏名については、当該警察官が犯罪捜査や情報収集活動等の秘匿を要する警察活動に従事することから、これが明らかになると、警察を敵視する個人や団体等から、警察官及びその家族が危害や嫌がらせを受けるなど、警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

ウ 本件処分において非開示とした警察官の氏名は、既に開示している情報と組み合わせることにより、〇〇警察署の〇〇課の警察官であることが明らかとなり、当該警察官が犯罪捜査や情報収集活動等の秘匿を要する警察活動に従事することから、捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報と犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は体制に関する情報に該当するとの実施機関の説明は、具体的かつ実質的な理由であると認められる。

したがって、開示をすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

(6) 審査請求人の主張について

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成17年 7 月 27日	○ 諮問書の受理（諮問番号6） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成17年 7 月 29日 （第3回審査会）	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成17年 8 月 24日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審査請求人の意見陳述 ○ 審議
平成17年 9 月 13日 （第二部会）	○ 審議
平成17年10月24日 （第二部会）	○ 審議
平成17年10月31日 （第5回審査会）	○ 答申案審議
平成17年11月10日	○ 答申